

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書の作成について（平成22年4月）

1 申請書類記載要領

(1) 行為地

- ア 区域の名称 県が指定している危険区域の名称
- イ 所在地番 危険区域内の行為地すべての登記簿上の地番
- ウ 地目・面積 工事を施行する総面積のうち危険区域内の地目・敷地面積

(2) 行為の内容

(例)	専用住宅新築（木造2階建）に伴う切土、盛土、掘削及び 排水施設、よう壁の設置 行為面積 ○○. ○○ m ² 基礎掘削面積 ○○. ○○ m ² 切土面積 ○○. ○○ m ² 盛土面積 ○○. ○○ m ² 排水管 φ○○mm、L=○○. ○m 排水マス ○ヶ所 給水管 φ○○mm、L=○○. ○m 擁壁・石積（タイプ別の高さ・延長）
-----	---

※ 行為地が危険区域内外にわたる場合は、危険区域内の分についてのみ記載（面積・延長・箇所数等）してください。なお、面積等の数値は、小数第3位切り捨て。

(3) 行為の期間

- ア 作業期間 行為に着手する日から完了する日までの期間
(許可された工期内に完了しない場合は、変更申請が必要となりますので、工期はあらかじめ余裕をもって決めてください。)
- イ 工作物の設置期間 仮設物の場合のみ記入してください。

2 添付書類

- (1) 位置図 案内図程度のもの。
- (2) 公図写し
 - ア 申請地を赤線で囲み、土地所有者名（申請年月日から3ヶ月以内のもの）を書き込んでください。
 - イ 申請者が土地所有者でない場合は、当該行為についての土地使用承諾書（写しでも可）を添付してください。
- (3) 計画平面図（敷地配置図 縮尺1/1000以上のもの）
 - ア 申請敷地内だけでなく、道路・周囲のガケ・隣接地（一宅地分ぐらい）までの範囲で作成し、断面図作成箇所の測線を符号をもって記入してください。特に近くにガケがある場合はガケの状態がわかるようにしてください。
 - イ 隣接境界線（作業エリア）を赤線で囲み、既設・新設の区別、建築物等の配置がわかるようにしてください。また、敷地の一部が危険区域内に入っている場合は、危険区域の線も明示してください。
 - ウ 給水管・排水施設については経路・内径・延長を明示し、新設・既設の区別をしてください。特に排水等の流末処理を明示してください。
 - エ 擁壁等については新設・既設・管理者及びそのタイプを明示してください。既存擁壁が県施工施設の場合は擁壁（ガケ下は側溝の外側）から建物の外壁及び工作物を最低1m程度離すようお願いします。（擁壁の維持管理に必要最低限のスペースとなります）また、その最短部分の寸法を明示してください。
 - オ 切土部分は黄色、盛土部分は赤色で着色してください。
 - カ 敷地面積・基礎掘削面積・切土面積・盛土面積を求積の上、求積図を添付してください。道路後退がある場合は後退面積も含めた求積図を作成してください。

(4) 計画縦横断面図

- ア 計画平面図に側線で示した箇所の縦断・横断をそれぞれ作成し、計画平面図に表示したものはもれなく記入してください。
- イ 断面図の中には隣接境界線を赤線で示し、申請物の断面・基礎の形状深さ・擁壁の形状(基礎)・掘削線等を示してください。
- ウ 擁壁等については新設・既設・管理者及びそのタイプを明示してください。
なお、擁壁設置に伴う掘削線も記入してください。
- エ 切土・盛土がある場合は現況地盤線と計画地盤線の両方を記入し切土部分は黄色、
盛土部分は赤色で着色してください。
- オ 山留工・土留工が必要な場合は表示してください。
- カ ガケ(自然ガケ・擁壁)に隣接している土地に施設を設置する等の行為を行う場合
には、その状態が分かるように作成してください。

(5) 構造図

- ア 建築物等の基礎等についての構造等(基礎伏図、基礎断面図等)を添付してください。
- イ 擁壁を設置する場合は、川崎市の宅造基準タイプであれば、その標準断面図を添付し、基準外のものであれば必ず構造図、構造計算書を添付してください。

(6) 現況写真

- ア 申請地及び周囲のがけの様子が分かる写真を数枚添付してください。
- イ 写真には、申請箇所を朱書きしてください。
- ウ 撮影年月日・撮影位置を明示すること。

(7) その他知事又は所長が必要と認める図書及び書類

- ア 登記簿謄本
- イ 委任状(申請者と申請書類提出者が異なる場合のみ添付してください。)
- ウ その他必要な図面及び書類
- エ 行為地の所有者の施工同意書等

(8) その他の注意事項

- ア 大規模な工事や土留工を必要とする工事の場合は、工程表、施行計画書、仮設防災計画等の書類を添付してください。
- イ 大量の残土が発生する場合は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に該当する場合があります。

3 提出部数

申請書は、1部提出してください。(ただし副本の返却が必要な場合は、2部提出してください。)

4 許可までの日数の目安(標準処理期間)

約20日となります。(ただし、補正等に要する日時及び土日祝日等の閉庁日は日数に含みません。)

【申請受付窓口】

※担当者不在の場合がありますので、申請の際は、あらかじめ管理課許認可指導班にてに希望日時をご連絡のうえご来所くださいようお願いします。

横浜川崎治水事務所 川崎治水センター(管理課許認可指導班)

住所:〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1

電話:(044)380-7767(ダイヤルイン) FAX:(044)932-8259